



ようこそ！輪之内町へ

【下記に該当する方は各担当課で手続きが必要です】※ご本人様確認できるものをご用意ください。

対象者	手続き	担当課
マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更及び継続利用の手続きが必要です。手続きには4桁及び6桁以上の暗証番号が必要です。	住民環境課
国民健康保険に加入される方	加入の手続きを行ってください。	
国民年金に加入又は受給されている方	住所の変更は住民基本台帳の転入手続きと連動していますので、特に必要ありません。	
印鑑登録される方	登録印と本人確認書類（顔写真付）を持参して印鑑登録を行ってください。 ※ 前住所地での登録はすでに廃止されています。	
世帯ぐるみで転入の方	区長さんに転入されたことを連絡してください。	
犬を連れて転入する方	登録変更又は新規登録の手続きを行ってください。	
後期高齢者医療に加入している方	加入の手続きを行ってください。なお、県外からの転入の場合は「後期高齢者医療負担区分等証明書」等をご持参ください。	福祉介護課
介護保険の被保険者の方	要介護認定の申請中又は認定を受けている方は、「受給資格証明書」を持参して手続きを行ってください。	
身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳を持参して住所変更の手続きを行ってください。なお、重度障害者福祉医療受給者に該当する方は健康保険被保険者情報のわかるものが必要になります。	
18歳以下のお子さん （満18歳に達する年度末まで）	■福祉医療受給者証 乳幼児・小中学生・高校生世代福祉医療受給者証を発行いたしますので、健康保険被保険者情報のわかるものを持参して、手続きを行ってください。 ■児童手当申請手続き 受給者名義の金融機関口座番号のわかるものを持参して手続きを行ってください。	
児童扶養手当を受給の方	児童扶養手当証書（母子・父子手当）の住所変更の手続きを行ってください。	健康こども課
公立小・中学校に通う年齢の方	住民環境課での転入手続き後、転入届のコピーを持参し、教育委員会にて「転入手続き④」をご記入ご提出ください。	教育委員会 （別棟：川の西側）
戸別受信機（広報無線）又は輪之内町メール配信が必要な方	無償で貸出しますので、印鑑を持参して申込み手続きを行ってください。 ※メールでも防災情報・行政情報等を提供しています。 登録方法： t-wanouchi@sg-p.jp へ 空メールを送信頂くか、右のQRコードから	総務危機管理課
ハザードマップが必要な方	無償でお渡ししますので、お申し付けください。	
7歳半未満のお子さん	健診・予防接種についてのご案内があります。 母子手帳をご持参ください。	保健センター （別棟：道路東側）

※上下水道の開始・変更は建設課で手続きが必要です。

その他ご不明な点は、各課窓口でお尋ねください。

＊お問い合わせ先＊

輪之内町役場
(0584)69-3111

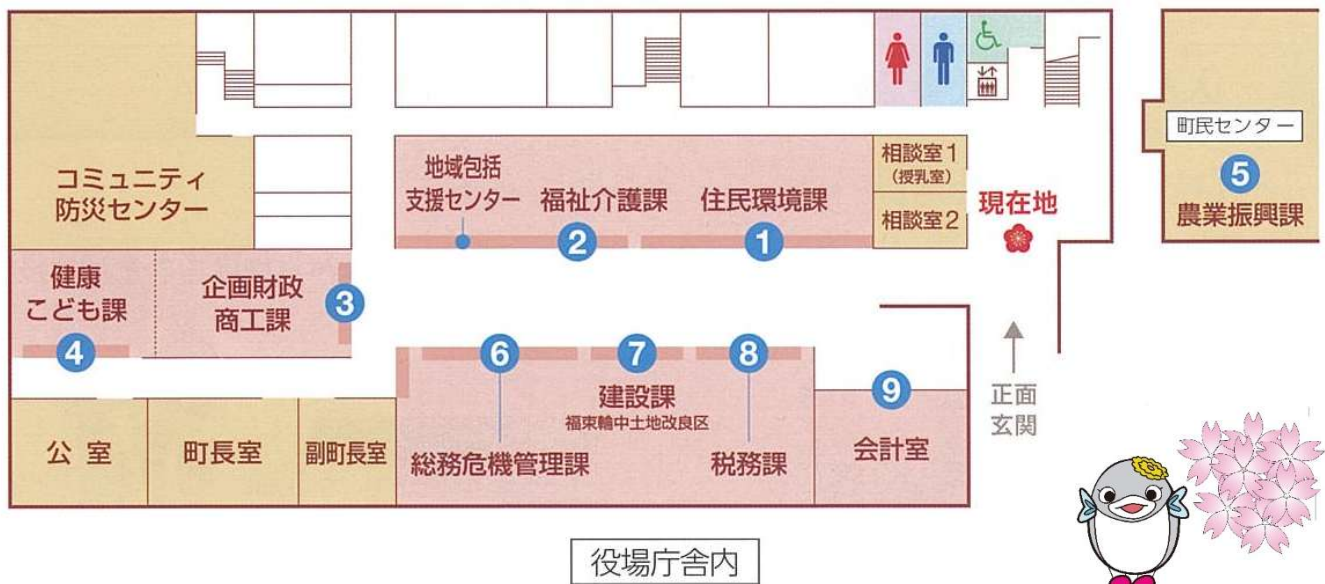
教育委員会
(0584) 69-4500

保健センター
(0584) 69-5155



輪之内町庁舎 ご案内

1F



教育委員会・保健センター・エコドーム案内図

